

## 「廃棄物の定義・区分及び感染性廃棄物の客観的定義について」

社団法人全国産業廃棄物連合会

### はじめに

産業廃棄物を適正に処理することは、わが国の産業活動を支え、国民の生活環境を守るためになくなくてはならないものである。全国47都道府県の産業廃棄物協会を正会員とする当連合会は、こうした理念に基づいて様々な事業を推進している。また、各協会には約1万6千社の産業廃棄物処理業者が加盟しており、各都道府県における産業廃棄物の適正な処理体制の確立に寄与しているところである。

このたび、環境省中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、廃棄物・リサイクル基本問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置が決定された。これを皮切りに、廃棄物の定義・区分の見直し等の検討が本格化している。

廃棄物の定義・区分については、平成12年の廃棄物処理法の改正にあたっての厚生省生活環境審議会廃棄物処理部会（当時）における審議で見直しの必要性が指摘されており、同部会のまとめた論点整理案にも盛り込まれた。しかし、実際の法改正には盛り込まれず見送られる形となった。ただ、衆議院及び参議院における改正法案に関する委員会審議において、廃棄物の定義及び区分について検討を促す附帯決議が出されるなど引き続き検討課題の一つに数えられることとなった。

一方、現在政府が強力に進めている規制緩和の観点からも、廃棄物の定義・区分の見直し及び感染性廃棄物の定義の客観化が、環境分野における課題として掲げられた。平成12年7月に行政改革推進本部規制改革委員会が発表した「規制改革に関する論点公開」には、廃棄物の定義・区分の見直し及び医療廃棄物の「新しい区分方法の確立」を検討すべきであることが記された。これを受けて、行政改革推進本部が平成13年3月30日に決定した「規制改革推進3か年計画」においても同様の文言が盛り込まれた。さらに、平成13年7月24日に内閣府の総合規制改革会議が発表した「重点6分野に関する中間とりまとめ」においても、廃棄物の定義・区分について早急に見直しを行うべきとする指摘がなされた。

これらの動きに対して環境省は、廃棄物の定義・区分の見直し及び感染性廃棄物の定義の客観化について「平成13年度前半には検討を開始」との説明を行う<sup>1</sup>など検討の動きが具体化してきていた。こうしたなか、平成13年8月8日に行われた中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会で、廃棄物の定義・区分

の見直し等について検討するための専門委員会の設置が決定された。

今後は、この専門委員会においてヒアリング等により廃棄物の定義・区分等について検討し、論点整理を行う。その後、専門委員会の論点整理をもとに同部会において中間報告をとりまとめ、パブリックコメントを経たのちに平成14年以内に同部会での最終報告を取りまとめる予定である。

廃棄物の定義・区分の見直しを求める議論の中には、リサイクルを促進するという観点から、リサイクルの対象となるものを廃棄物から除外して廃棄物処理法とは別の法体系を適用させようとする意見を見受ける。

当連合会は、これまで取りまとめた「今後の廃棄物対策の在り方について」(平成11年5月11日)及び「廃棄物処理とリサイクルの一体化について」(平成11年9月14日)と題する2つの意見書において、「廃棄物の処理とリサイクルは環境保全面から環境汚染防止対策と規制を同一水準で行うべきである。」という意見のもと「廃棄物の処理とリサイクルの法体系の一体化」を強く主張しており、前述の立場には賛成しかねるものであることをすでに表明している。その一方で、意見書「廃棄物処理とリサイクルの一体化について」において、現行の廃棄物の定義・区分に関する問題点を指摘して見直しを提言するとともに、リサイクルに名を借りた脱法行為を防止して環境保全に資するための定義・区分を試案として盛り込んだ。

本意見書は、その試案の延長線上にあり、廃棄物の定義・区分の見直し、そして近年指摘されている感染性廃棄物の客観的な定義について、より具体的かつ積極的な提言を行ったものである。

当連合会はこれまで環境保全を最も重要な観点に位置づけて様々な提言を行ってきたが、現在もこの基本的立場にいささかの揺らぎもない。環境基本法が基本理念とする環境の保全を第一義的に考え、たとえリサイクルのためであっても環境を汚染しないことを最重点に据えて本意見書の取りまとめを行った。

現在環境省において検討が進められている廃棄物の定義・区分及び感染性廃棄物の客観的定義について、当連合会として次のとおり意見を述べることとする。この意見書が取り入れられ実施されることにより、わが国の環境が保全され廃棄物問題の解決の端緒となることを強く望むものである。

#### < 本意見書の構成 >

#### 1 廃棄物の定義・区分のあり方について

- 1 - 1 廃棄物の定義について
- 1 - 2 廃棄物の区分・分類について
- 1 - 3 特別管理廃棄物について

#### 2 感染性廃棄物の客観的定義について

# 1 廃棄物の定義・区分のあり方について

## 1 - 1 廃棄物の定義について

**提言** 「廃棄物とは、有価、無価にかかわらず、保有者が廃棄し、廃棄しようとし、廃棄する必要があるもの（物の一次的機能を発揮できなくなったもの）」とし、一般国民の誰でも判断できるように別表を定め個別的に廃棄物の範囲を明記すべきである。

### 現状の問題点

廃棄物の定義は、廃棄物処理法の規制対象の根幹部分である。現行では、廃棄物とは「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状の物（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と定義されている<sup>iii</sup>。さらに、当初は占有者の意思にかかわらず、客観的な要素のみで廃棄物とする通知<sup>iv</sup>（客観説）を定めたが、その後通知を改正<sup>v</sup>し「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に判断すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。」と定められた（総合判断説）。

こうした通知の個別の事例における運用に際しては、「占有者の意思」の判断が容易でなく、「取引価値の有無」が市況の変動により左右されるため、要件としては不適切である。そのため、本来廃棄物として管理すべきものが有価物と称して、または意図的に有価物扱いとして不適切な管理下におかれ、環境保全上重大な影響を与える結果となっている。豊島事件は、その典型的な代表事例である。こうした問題に対して厚生省は、廃棄物の定義を客観化するために占有者の意思の判断についての通知<sup>vi</sup>を発したが、この通知による課題解決効果は未だ不明である。「無価」か「有価」かどうかを基準とする観念と占有者の意思の判断こそが、不適正処理・不法投棄の原因となっている。

### 解決策

市況の変動を考慮することを不要にするとともに占有者の意志を判断する余地をなくして、客観的に廃棄物と判断できる定義に変更することが必要である。これによって、たとえ占有者が有価物と主張しても、客観的に廃棄する必要があるものは廃棄物として規制することができる。こうすれば、リサイクルに名

を借りた脱法行為・環境汚染を防止して環境保全に資することとなる。従って、リサイクル向けのものであっても処理するためのものであっても、一度廃棄物と定義し、その取り扱いについて規制すべきである。リサイクルは廃棄物処理の方法の一つである。

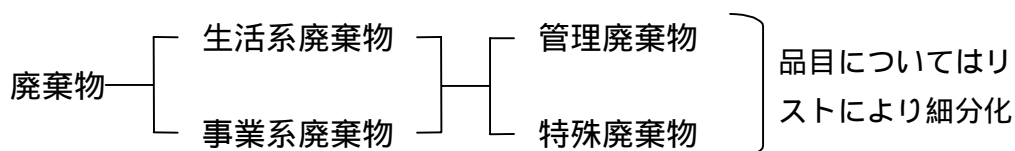
かつてドイツ等においても、実質的には廃棄物でありながら、廃棄の意志がないことを理由に廃棄物に係る規制を免れようとする弊害があった。そこでEUは、1991年に「廃棄物に関する枠組み指令」<sup>vii</sup>を改正し、廃棄物の定義を客観的なものに変更した。ドイツも、指令を受けて同様の法改正を行っている<sup>viii</sup>。

また、EU、ドイツともに別表を定め、個別的に廃棄物の範囲を明記する手法をとっている。この手法は、誰の目から見ても廃棄物の範囲がわかりやすくなるという利点があり、わが国でも廃棄物の定義の客観化とともに取り入れるべきである。

以上の解決策に基づき、提言としてまとめた。

## 1 - 2 廃棄物の区分・分類について

**提言** 現行の産業廃棄物、一般廃棄物という区分を撤廃し、廃棄物の区分を次のとおりとすべきである。



なお、それぞれの用語の定義は次のとおりである。

**生活系廃棄物**：家庭から排出される廃棄物。処理責任は自治体が負う。

**事業系廃棄物**：事業活動に伴い排出される廃棄物（生活系廃棄物と事業系廃棄物の混合物を含む。）  
処理責任は排出者が負う。

**管理廃棄物**：廃棄物のうち、特殊廃棄物以外の全ての廃棄物。

**特殊廃棄物**：「別表1（有害物質リスト）」または「別表

**2 (有害特性リスト)」のどちらかに該当する廃棄物(有害物または有害・危険特性物)、別表1及び2については別添資料参照。**

現状の問題点

現行では、廃棄物は「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分される。産業廃棄物とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックその他政令で定める廃棄物」及び「輸入された廃棄物(に掲げる廃棄物、航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。)」と規定され<sup>ix</sup>、一般廃棄物とは「産業廃棄物以外の廃棄物」とされている<sup>x</sup>。産業廃棄物については、法律と政令の規定を合わせて19品目の分類が定められている。産業廃棄物は排出者が処理責任を負うのに対して、一般廃棄物は市町村が処理責任を負う。

区分に関する規定の大きな特徴は、次の2点である。

産業廃棄物に該当する品目が限定的に列挙されている(品目の指定)。従って、産業廃棄物の19品目に該当しないものはすべて一般廃棄物となる。

産業廃棄物に該当する品目の一部には、特定の業種から排出されたものだけが産業廃棄物となり、それ以外の業種からの廃棄物は一般廃棄物となるものがある(業種指定)。従って、同じ品目の同じ特性をもつ廃棄物でも、排出された業種によって、産業廃棄物になったり一般廃棄物になったりする。

こうした現行の制度では、廃棄物がどちらに区分されるのか、誰が処理責任を負うのかということが廃棄物行政の担当者にとってさえ分かりにくく、適正な処理の推進に支障をきたしている。

具体的には次のような支障が生じている。

- ・ いわゆる事業系一般廃棄物(事業所から事業に伴って排出されたものであるにもかかわらず、産業廃棄物に該当する品目の指定及び業種指定により一般廃棄物に区分される廃棄物)に関しては、処理責任や処理委託先について、排出者だけでなく廃棄物行政においても混乱が生じている。
- ・ 一般廃棄物に区分されるものの中には、家庭菜園の廃農薬・廃殺虫剤、在宅医療の注射針・紙おむつ等市町村の処理施設では処理しにくいものがあり、廃棄物の荷受け拒否が多発している。これに付随して、本来産業廃棄物となるはずのものが一般廃棄物に混ざって一般廃棄物として排出される、またはその逆の形で排出される、いわゆる「合わせ産廃」の問題が発生している。
- ・ 汚泥、廃油等に分類されるものはあまりにも多種・多様なので、さらに物性や特性に関する分類または情報がなければ適正かつ安全な処理が難しい。

- ・産業廃棄物の19品目の分類についても、次のとおり分かりにくい事例が多い。そのため、適正かつ安全な処理に支障をきたしている。
  - ・中性付近の廃液（廃酸なのか廃アルカリなのか）
  - ・建設工事からの土砂・汚泥の品目
  - ・多品目の混合した廃棄物
  - ・廃トナー（燃え殻なのか、汚泥なのか、廃プラスチックなのか）
- ・現行の区分と一体となった許可制度も、廃棄物の効率的な処理やリサイクルを阻害する結果になっている。産業廃棄物、一般廃棄物両方の施設・処理業の許可取得が困難なため、区分の異なる同じ特性の廃棄物を同一の処理施設で処理することは難しいからである。

## 解決策

現行の産業廃棄物と一般廃棄物の区分を撤廃した上で、家庭から排出される廃棄物（生活系廃棄物）とそれ以外の廃棄物（事業系廃棄物）とに区分し、処理責任をそれぞれ自治体、排出者が負うことを原則にする必要がある。ただし、この区分はあくまでも処理責任の明確化のためのものである。これにより、廃棄物の処理責任を負う主体が明確になる。なお、自治体等から排出される廃棄物も事業系廃棄物となる。また、生活系廃棄物は自治体が回収し、自治体が自ら処理するか、民間の処理業者に委託して処理することとなるが、委託処理の場合には自治体がマニフェストを交付して管理する。

さらに、廃棄物のリサイクルの促進と適正で効率的かつ安全な処理の確立のために、産業廃棄物の19品目の分類をなくし、業種指定等を設けずに廃棄物の持つ特性に応じた区分・分類を行う必要がある。具体的には、特殊廃棄物、管理廃棄物という区分を行い、分類は品目毎にリストによって細分化する。これにより、廃棄物処理業者や自治体等廃棄物を処理する者にとって、適正かつ安全な処理に必要な方法とその水準が明確になる。

以上の解決策に基づき、提言としてまとめた。

### 1 - 3 特別管理廃棄物について

**提言** 「1 - 2 廃棄物の区分・分類について」の「提言」で触れたとおり、名称を「特殊廃棄物」として、「別表1（有害物質リスト）」を含む廃棄物または「別表2（有害特性リスト）」にあてはまる廃棄物」と定義すべきである。別表1及び2については別添資料参照。

## 現状の問題点

現行では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものとして政令に定める廃棄物」は、それぞれ特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物と規定されている<sup>xi</sup>。政令では、これら特別管理廃棄物に、品目等の指定や排出事業者の業種・施設に応じた詳細な基準による指定がなされている。

現行の規定には次のような特徴がある。

同じ廃棄物であっても、排出される業種や施設によって、特別管理廃棄物となったり、ならなかったりする。

同じ有害物質が同じ濃度で含まれていても、廃棄物の品目によって特別管理廃棄物となったり、ならなかったりする。

その結果、現行の指定範囲は、廃棄物の有害性や有害・危険特性の観点から考えて指定すべき範囲のほんの一部にすぎないものとなっている。

このため、本来特別管理廃棄物として厳しい規制のもとで処理しなければならないものがより低い規制のもとで処理され、適正かつ安全な廃棄物処理と有害物による生活環境の保全が損なわれているのが現状である。

## 解決策

有害物の環境保全の維持と適正かつ安全な廃棄物処理のためには、廃棄物の有害性と有害・危険特性の観点から現行の特別管理廃棄物の範囲を拡大し、名称を「特殊廃棄物」として特性・性状により範囲を決めることが必要となる。この解決策に基づき、提言としてまとめた。

## 2 感染性廃棄物の客観的定義について

**提言** 感染性廃棄物は、医療廃棄物（医療施設及び在宅等の医療施設以外における医療行為によって排出される全ての廃棄物）のうち感染の恐れがあるすべての廃棄物（「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル改訂版」1 - 4における「5．その他血液等の付着したもの」、「6．感染症新法、結核予防法その他の法律に規定されている疾患等により患した患者等から発生したもので感染のおそれがあるもの（以下「汚染物」という。）若しくはこれらが付着した又はそのおそれがあるもので1～5に該当しないもの」について医師、歯科医

師、獣医師が非感染性と判断したもの及び院内処理により非感染性廃棄物としたものを含める。)とすること。

また、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の区分をなくし「感染性廃棄物」として一本化すること。

#### 現状の問題点

次の3点が上げられる。

第1に、感染性がないという客観性がないために処理に支障が生じている。

医療廃棄物を排出する際に、医師等によって感染の危険がほとんどないと判断されるときには感染性廃棄物にする必要はないとされているが、その判断が医師等の主観に委ねられており客観性に欠ける。

また、感染性廃棄物を院内で滅菌処理すれば非感染性廃棄物と取り扱われるが、焼却・溶融滅菌処理以外の処理物は処理済みと未処理との視覚等による確認が困難であるにもかかわらず、感染性の有無が滅菌処理した者の主観によって判定されている。一方で、廃棄物焼却炉に係る規制の強化により、院内の焼却炉のほとんどが使用できなくなったため、院内では焼却・溶融滅菌処理以外の処理に限定されているのが現状である。

そのため、廃棄物処理の現場では、感染の危険性があるとして荷受けの拒否等が多発している。

第2に、処理責任を負う主体が異なることによる弊害が生じている。

現行の制度では、一般廃棄物、感染性一般廃棄物であれば市町村で処理し、処理料金はほとんど無料であるのに対して、産業廃棄物、感染性産業廃棄物であれば排出者責任でほとんどが処理業者へ委託処理され、適正な処理料金を負担することになっている。そのため、排出者が、産業廃棄物を一般廃棄物へ混入、感染性産業廃棄物を感染性一般廃棄物へ混入、感染性廃棄物を非感染性廃棄物へ混入するという事例が発生している。

第3に、医療機関等から排出される廃棄物の区分には、多種類で無意味なものがある。

医療機関等から排出される廃棄物には、一般廃棄物、産業廃棄物、感染性一般廃棄物、感染性産業廃棄物の4種類があり、さらに感染性をなくす処理をしたものは一般廃棄物または産業廃棄物へ区分替えが行われる。

#### 解決策

処理の安全性と効率性から、医師等による判断をなくす、または非感染性と判定する客観的証明方法を構築する。その一方で、院内滅菌処理の客観的証明の方法を構築する。客観的な証明方法が構築されるまでは、当該廃棄物は感染性廃棄物とするべきである。



また、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の区分をなくし「感染性廃棄物」に一本化すべきである。このことにより区分の分かりにくさが解消され、適正処理上の支障が生じることはない。

以上の解決策に基づき、提言としてまとめた。

(別添資料)

別表 1 (有害物質リスト)

	有害物質名	根拠規定		
		バーゼル条約 <sup>xii</sup>	PRTR <sup>xiii</sup> (政令番号)	廃棄物処理法 <sup>xiv</sup>
1	金属加ホニル	Y19		
2	ハニリウム、ハニリウム化合物	Y20	(294)	
3	6価ケム化合物	Y21	(69)	
4	銅化合物	Y22		
5	垂鉛化合物	Y23		
6	砒素、砒素化合物	Y24	砒素、無機硫黄化合物(252)	
7	セソ、セソ化合物	Y25		
8	カニミウム、カニミウム化合物	Y26	(60)	
9	アソチン、アソチン化合物	Y27		
10	テルル、テルル化合物	Y28		
11	水銀、水銀化合物	Y29		
12	タリウム、タリウム化合物	Y30		
13	鉛、鉛化合物	Y31		
14	ふっ化ケムを除く無機ふっ素化合物	Y32		
15	無機ソソ化合物	Y33		
16	酸性溶液または固体状酸	Y34		PH2.0 以下
17	塩基性溶液または固体状塩基	Y35		PH12.0 以上
18	アソバソト(粉じん及び繊維質)	Y36	石綿(26)	石綿
19	有機ソソ化合物	Y37		
20	有機ソソ化合物	Y38		

21	フェノール類、クロフェノールを含むフェノール化合物	Y39		
22	エーテル	Y40		
23	ハロゲン化有機溶剤	Y41		
24	ハロゲン化有機溶剤を除く有機溶剤	Y42		
25	ポリ塩化ジベンゾフラン類	Y43		
26	ポリ塩化ジベンゾ-P-ダイキシン類	Y44	ダイオキシン類 (179)	ダイオキシン類
27	有機ハロゲン化合物	Y45		
28	オキシン		(42)	
29	クロロフェン		(77)	
30	ニッケル化合物		(232)	
31	ベンゾリジンはトリクロロド		(295)	
32	ベンゼン		(299)	
33	9-メチル-7H-フル[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン(メキレン)		(343)	
34	PCB			
35	トリクロロフェン			
36	テトラクロロフェン			
37	ジクロロメタン			
38	四塩化炭素			
39	1,2ジクロロエタン			
40	1,1ジクロロエタン			
41	シス1,2ジクロロエタン			
42	1,1,1トリクロロエタン			
43	1,1,2トリクロロエタン			
44	1,3-ジクロロプロパン			
45	チオム			
46	シマジン			
47	チオカルバ			

別表1は、下記 ~ のいずれかに該当する物質を網羅した。

バーゼル条約付属書 Y19~45の有害成分を含む廃棄物

PRTR法の第一種指定物質のうち発ガン性クラス1に指定されているもの

現行の廃棄物処理法における特別管理産業廃棄物の定義のうち、業種指定、廃棄物指定等を外した物質

別表2（有害特性リスト）

	有害特性	有害特性の内容
1	爆発性	爆発性物質とは、固体または液体の物質または廃棄物（またはそれらの混合物）であって、ある温度、圧力のもとでそれ自身化学反応を起こし、周囲に対して損傷を生じさせる速度でガスを発生するもの。
2	引火性液体	引火性液体とは、液体、液体の混合物、固体が溶解または懸濁した液体（例えば塗料、ワニス、ラッカー等であり、他の有害特性により分類されるものは除く。）であって、引火点が70 未満のもの。
3	引火性固体	爆発性に分類される以外の固形廃棄物であって、輸送条件下で摩擦により容易に燃焼または発火するか発火を助ける物質。
4	自然燃焼しやすい物質	通常の輸送条件下で自然に発熱したり、空気と接触することによって発熱したりしやすく、そのため着火しやすい物質または廃棄物。
5	水と接触して引火性ガスを発生する物質	水との相互作用により自然に引火性になるか、または危険な量の引火性ガスを発生しやすい物質または廃棄物。
6	酸化性	それ自体は必ずしも燃焼性はないが、一般的に酸素を発生させることにより他の物質を燃焼させまたは他の物質の燃焼を助ける物質または廃棄物。
7	有機過酸化物	2価の-OO-構造を持つ有機物質または廃棄物で熱的に不安定な物質であり、発熱を伴う加速的な自己分解を行うもの。
8	毒性（急性）	嚥下、吸入または皮膚接触により死若しくは重大な障害をもたらす、または人の健康を損ないやすい物質または廃棄物。
9	病毒をうつしやすい物質	動物または人に疾病を起こすことが知られまたは疑われている生きた微生物またはその毒素を含有する物質または廃棄物。
10	腐食性	化学作用により、生体組織に接触した場合に激しい損傷を生じさせ、または漏洩した場合に他の物品や交通機関に対して著しい損傷を与え、特にそれらを破壊するであろう物質または廃棄物。これらの物質または廃棄物は他の有害作用をも引き起こすことがある。 p.H2.0 以下の酸性廃液、p.H12.5 以上のアルカリ性廃液。
11	空気または水との接触による毒性ガスの発生	空気または水との相互作用により危険な量の毒性ガスを発生しやすい物質または廃棄物。
12	毒性(遅発性また	吸入、摂取または皮膚浸透されたときに発ガン性を含む遅発性ま

	は慢性)	たは慢性の影響をもたらすことのある物質または廃棄物。
13	生態毒性	放出された場合に、生蓄積性及び/または生物系に対する毒性作用に環境に対し急激なまたは遅発性の悪影響を与えまたは与える可能性のある物質または廃棄物。
14	処理後、なんらかの事由で上記 1～13 のいずれかの特性を有する別の物質、例えば浸出液を生成しうるもの	処理後、なんらかの事由で上記 1～13 のいずれかの特性を有する別の物質、例えば浸出液を生成しうるもの。
15	有害物質生成	廃棄物等を処理することにより有害物質を生成する可能性を有する廃棄物。
16	重合反応性	重合しやすい物質を含む廃棄物。
17	混合危険性	他の廃棄物と混合することにより危険性を生ずるもの。
18	臭気刺激性	臭気や刺激性を有する物質を含む廃棄物。

別表 2 はバーゼル条約の付表（有害特性リスト）の H1 から H13 までを基本とし、当連合会発行の排出自主基準「産業廃棄物処理受託の手引」に定める 4 項目を加えた。また、現行の特別管理産業廃棄物の基準と整合性を持たせるために、「2 引火性液体」の項目において引火点を 70 未満と明示、「10 腐食性」の項目において水素イオン濃度をそれぞれ 2.0 以下の酸性廃液、12.5 以上のアルカリ性廃液と明示した。

- 
- i 衆議院厚生委員会（平成 12 年 5 月 12 日）参議院国土・環境委員会（平成 12 年 5 月 25 日）
  - ii 「環境省における規制改革施策の検討状況の中間公表について」（平成 13 年 1 月 31 日）  
「環境省における規制改革に関する内外からの意見・要望等への対応状況について」（平成 13 年 4 月 13 日）
  - iii 廃棄物処理法第 2 条第 1 項
  - iv 昭和 46 年 10 月 25 日付け環整第 45 号厚生省環境衛生局環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」
  - v 昭和 52 年 3 月 26 日改正
  - vi 平成 12 年 7 月 24 日付け衛環第 65 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」及び同日付け衛産第 95 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」
  - vii E U 廃棄物に関する指令 75/442/EEC を改正する 1991 年 3 月 18 日の理事会指令
  - viii ドイツ 循環経済及び廃棄物法第 3 条第 1 項
  - ix 廃棄物処理法第 2 条第 4 項
  - x 廃棄物処理法第 2 条第 2 項

- 
- xi 廃棄物処理法第 2 条第 3 項及び第 2 条第 5 項
  - xii 有害産業廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約付属書から
  - xiii 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）施行令から
  - xiv 廃棄物処理法施行令第 1 条及び第 2 条の 4 並びに同施行規則第 1 条及び第 1 条の 2 から